

本庄市告示第262号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画に係る同法第13条第4項の政令で定める軽微な変更を行ったので、同項で準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、同条第2項の規定に基づき、当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和8年9月1日

本庄市長 吉 田 信



- 1 本庄農業振興地域整備計画の変更及び変更理由書の縦覧期間

令和8年9月1日（火）以降常時備え置く

- 2 本庄農業振興地域整備計画の変更及び変更理由書の縦覧場所

本庄市経済環境部農政課（本庄市役所4階）